令和7年10月30日 支出負担行為担当官 沖縄気象台長 植田 亨

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している石垣島にある気象レーダー装置の点検を行うものであるが、 下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の 提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な当該装置の構造及びソフトウェア等の詳細を熟知している法人等(以下、「特定法人等」という)との契約手続きに移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1)業務名 石垣島レーダー装置の点検・調整
- (2)業務内容 既存の石垣島レーダー装置の機能を保全し、観測精度の維持を図るための点検調整を行う。
- (3) 履行期限 令和8年3月20日(金)

3 業務目的

石垣島レーダー装置の観測精度を維持するため点検調整を行い、レーダー気象観測業務の安定 運用を図ることを目的とする。

4 応募要件

- (1) 基本的要件
 - ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 令和7・8・9年度国土交通省(全省庁統一資格)「役務の提供等」において九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
 - ③ 沖縄気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土 交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。
- (2)技術力に関する要件

石垣島レーダー装置が予報や警報等の防災情報発表のための実況監視に重要であること を理解し、レーダー気象観測業務に支障を与えずに本業務を実施する技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

石垣島レーダー装置の性能・機能の仕様を理解し、本業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

- ① 沖縄気象台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本作業以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本作業終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 沖縄気象台の許可を受けた場合を除き、本作業の成果物を他に流用してはならない。
- (5)業務執行体制に関する要件

完了期限までに取付調整作業を完了する体制を有するとともに、当該業務終了後に発生した不具合などについて必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(6)業務実績に関する要件

レーダー装置の点検調整の実績があること。

(7) その他

石垣島レーダー装置に使用されている著作権のあるプログラムにおいて、これ を改造並びに改変する権利を有していること、若しくは許可を得られること。

5 手続き

- (1) 問い合わせ先
 - ①沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号沖縄気象台会計課第一契約係電話 098-917-7951
- (2) 説明書の交付期間、場所

令和7年10月30日から令和7年11月19日まで (1) に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和7年11月20日 17時まで (1)に同じ

持参、郵送(書留郵便に限る)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、5(1)に同じ。
- (3) 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和7・8・9年度国土交通省(全省庁統一資格)「役務の提供等」において九州・沖縄地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認を行う場合には、当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は公募説明書による。